

令和5年第2回定例会
藤崎町教育委員会議事録

日	時	令和5年2月21日(火)	午後1時30分
場	所	常盤生涯学習文化会館	視聴覚室

第2回定例会議事日程

1 開 会

2 議事録署名者の指名

3 会期の決定

4 教育委員会議事録の概要報告

5 議決事項

議案第6号 県費負担教職員（校長）の異動内申について

議案第7号 区域外就学承認願について

議案第8号 令和5年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策（案）について

議案第9号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について
令和4年度藤崎町一般会計(教育委員会所管分)3月補正予算(案)

議案第10号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について
令和5年度藤崎町一般会計(教育委員会所管分)当初予算(案)

議案第11号 負担付贈与の受納の件について

6 その他

7 閉 会

藤崎町教育委員会

出席者委員

委員	(1番)	榊	公子
委員	(2番)	加福	哲三
委員	(3番)	工藤	留美
委員	(4番)	工藤	優

教育委員会事務局

教育長	羽賀	義易
学務課長・学校給食センター所長	佐藤	康文
生涯学習課長補佐、常盤生涯学習文化会館・常盤 公民館長補佐	成田	泉

事務局職員

学務課課長補佐	成田	康治
学務課学務係長	猪股	辰博

午後1時30分 開会

◎羽賀教育長

ただいまから、令和5年第2回藤崎町教育委員会会議を開会いたします。

はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第26条の規定により、本日の議事録署名者を1番の榊委員と2番の加福委員にお願いします。

次に、藤崎町教育委員会会議規則第9条の規定により、会期についてお諮りします。会期を令和5年2月21日の一日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認め会期を令和5年2月21日の一日間とします。

次に、『令和5年第1回藤崎町教育委員会議事録の概要について』、報告をお願いします。

◎成田学務課長補佐（事務局）

令和5年 第1回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。

令和5年第1回定例会は、令和5年1月17日（火）午後1時30分
常盤生涯学習文化会館 視聴覚室において開催されました。

工藤留美委員が所用のため欠席されました。

報告事項として 報告第1号 令和4年度学習状況調査結果の概要について

議決事項として 議案第1号 藤崎町学校給食センター管理運営規則の一部改正
について

議案第2号 令和4年度藤崎町教育委員会表彰被表彰者の決定
について

が審議され可決されました。

第1回定例会議事録の概要は、以上であります。

◎羽賀教育長

無ければ、議案審議に入ります。『議案第6号 県費負担教職員（校長）の異動内申について』を議題としますが、この案件については、個人情報が含まれることから、審議は、藤崎町教育委員会会議規則第13条第1項ただし書の規定に基づき、公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

ご異議ないものと認め、議案第6号は非公開で審議することとします。なお、非公開とした別紙資料は、会議終了後回収しますので、持ち帰りしないようお願いします。それでは説明を求めます。

【非公開審議】

ここで非公開を解きますが、『議案第6号 県費負担教職員（校長）の異動内申について』を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

無ければ、議案第6号を原案のとおり承認します。

続いて、『議案第7号 区域外就学承認願について』を議題としますが、この案件も、個人情報が含まれることから、審議は、藤崎町教育委員会会議規則第13条第1項ただし書の規定に基づき、公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

ご異議ないものと認め、議案第7号は非公開で審議することとします。なお、非公開とした別紙資料は、会議終了後回収しますので、持ち帰りしないようお願いします。それでは説明を求めます。

【非公開審議】

ここで非公開を解きますが、『議案第7号 区域外就学承認願について』を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

無ければ、議案第7号を原案のとおり承認します。

続いて、『議案第8号 令和5年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策案について』を議題とします。説明を求めます。

◎成田学務課長補佐（事務局）

5ページをお開き下さい。

議案第8号 令和5年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策案について

理由 令和5年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策を制定するものであります。

別紙3-1及び別紙3-2をご覧下さい。

別紙3-1が改訂後の基本方針及び重点施策案、別紙3-2が今年度からの変更部分を示した見え消し版となります。

別紙3-2を元に説明いたします。

令和5年度版の変更については、3ページの（2）重点事項の①授業の充実と

②道徳教育の充実の部分になります。

①授業の充実の【指導目標】の改正の理由として 令和4年度教育活動状況調査において、多くの学校で主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組んでいるが、どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら授業の充実を図る必要があると報告されたことから、「主体的・対話的で深い学びを通して」を削除し「目指す資質・能力を明確にするとともに」としたものであります。

【指導項目 才】の学習指導要領解説総則編において、学校図書館は、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が期待されているとともに、1人1台端末等のICT機器の効果的な活用を図ることにより、学習指導要領の着実な実施と、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に実現することが期待されていることから、「子どもの学びを支援する学習環境の充実」を「子どもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実」としたものであります。

②道徳教育の充実の【指導目標】は、文言の修正となります。

議案第8号については、以上であります。

◎羽賀教育長

説明が終わりました。

わが町の基本方針及び重点施策は青森県のを準用しています。弘前市、黒石市、平川市の指導課がある自治体は実情に応じて手を加えていますが、わが町においてはそのまま使っているのが実情です。事務局で説明した内容は、県でなぜ変更したかというのを説明したものです。

これについて何かご意見はございますか。

◎榊委員

決定した内容が学校に通知され、これを元に具体的な対策や方法が決められるのですよね。

◎羽賀教育長

県からの指針も一枚もので教員一人一人にすでに配付になっていて、藤崎町も同じ内容ですので、県から通知されたものをどう具体化するというのは各学校の対応となります。

◎榊委員

わかりました。

◎羽賀教育長

ほかに意見等はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

無ければ、『議案第8号 令和5年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策案について』を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

無ければ、議案第8号を原案のとおり承認します。

続いて、『議案第9号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について ・令和4年度藤崎町一般会計（教育委員会所管分）3月補正予算（案）』を議題とします。説明を求めます。

◎成田学務課長補佐（事務局）

7ページをお開き下さい。

議案第9号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について議会の議決を経るべき次の議案について、町長から意見を求められたが別紙原案のとおり了承する。

令和4年度藤崎町一般会計（教育委員会所管分）3月補正予算案

理由 議会の議決を経るべき議案について町長から意見を求められたことに伴い教育委員会の決定を得る必要があるため提出するものであります。

別紙4をご覧ください。

令和4年度藤崎町一般会計（教育委員会所管分）3月補正予算案であります。

3月補正においては、歳入については、分担金及び負担金において1,686千円の減額、国庫補助金において126,586千円の増額となっております。歳出については全体で377,260千円の増額となっております。

3ページをご覧ください。

歳入、教育費負担金については、学校行事等による給食の食数の実績見込みによる減額であります。

教育費国庫補助金については、国の補正予算の成立により、来年度予定している3小学校の特別教室への空調設備整備工事、明德中学校の予防改修工事に充当する学校施設環境改善交付金の前倒し申請による増額です。

4ページをお開き下さい。

歳出に係る明細になります。

教育委員会費から説明します。

17節の備品購入費は、タブレット端末6台の購入費となります。

次に事務局費です。

旅費及び委託料は、事業完了による減額となります。

備品購入費の減額は、タイムレコーダー購入分で各学校に整備する予定でしたが校務支援システム導入により不要となったためです。

パソコン購入費は、各学校で使用する校務用パソコン13台の更新にかかる費用になります。

給食センター費です。消耗品費追加はコロナウイルス検査キットの購入費です。賄材料費の減額は、歳入の負担金でも説明したとおり、給食の食数実績見込み減によるものであります。

次に小学校費です。

藤崎小学校の燃料費の追加は、価格高騰によるものです。工事請負費に特別教室へのエアコン設置の空調設備整備工事費が計上されておりますが、国の令和4年度一般会計2次補正分として内定したことによるものです。

中央小学校についても、国の補正対応分として、工事請負費に同じく空調設備整備工事費が計上されております。備品購入費は、令和5年度に特別支援学級が増えるため、備品購入費が計上されています。

常盤小学校については、燃料費の追加は同じく価格高騰によるものです。修繕料は、防火扉の修繕料等です。工事請負費に同じく空調設備整備工事費が計上されております。備品購入費は、北彩観光からの100万円の寄付があり、教育の振興を目的にということでスクールバンド用の楽器購入費として計上されています。

5ページをご覧ください。

中学校費になりますが、燃料費・光熱水費の追加は、価格高騰によるものです。藤崎中学校の需用費 修繕料は防火シャッター等の修繕料です。

明德中学校については、令和5年度に予定していた長寿命化（予防改修）事業が小学校へのエアコン設置にかかる空調設備工事整備工事と共に、国の令和4年度一般会計2次補正分として内定したことにより、3月補正予算に前倒しで事業費が計上されています。

6ページをご覧ください。

社会教育費に入りますが、1目の社会教育総務費、4目の保健体育費についてはコロナ臨時交付金に伴う財源充当の調整となっております。

2目 公民館費についての ながしこ実行委員会補助金の減額は、事業費確定によるものであります。

5目 文化センター管理運営費、工事請負費のエレベーター改修工事費の減額は工事完了による事業費確定によるものです。

7目 常盤生涯学習文化会館管理運営費の消耗品費は、コピー料の追加でありま

す。

8目 常盤ふるさと資料館管理運営費、工事請負費の高圧機器等改修工事費の減額は工事完了による事業費確定によるものです。

7ページに移って、第2表 繰越明許費の補正については、表に記載された各事業について、予算を翌年度に繰越して使用することが示されているものです。

令和4年度3月補正予算案についての説明は、以上であります。

◎羽賀教育長

説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎加福委員

4ページの事務局費のパソコン購入費13台分と説明がありましたが更新でしょうか。

◎佐藤学務課長

12月補正で校務支援システムの導入をさせていただいた時に、今あるパソコンはハードとかメモリのアップをすることで対応することとしたものです。この13台分については、それすらできない古いパソコンでしたので、更新しないとシステムに対応できないということで替えるものです。ちなみにそのシステム対応ということになっていますので、校務支援システムそのものがコロナの交付金の対象になっておりまして今回のパソコンの購入もコロナの交付金の対象になっているものでございます。

◎加福委員

常盤小学校の修繕料、防火扉の修繕とはどこになるのですか。

◎佐藤学務課長

場所までは特定できていないのですが、防火扉に子ども達がぶつかっただけでは開かないように危険防止装置が付いていますが、それが不良ということで修繕するものであります。通常は、火災があった時に閉めて、煙が行かないようにというのですが、点検の結果不良がみられたものです。

◎加福委員

5ページの藤崎中学校の修繕の防火シャッターも点検の結果ですか。

◎佐藤学務課長

建物全体の特殊建築物の検査をやって出てきた不良箇所になります。

◎佐藤学務課長

明徳中学校の予防改修工事について、資料をお配りしていますので説明させていただきます。

《教育委員全員了承》 資料に基づき説明

◎羽賀教育長

説明が終わりました。

議案第9号 『議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について

令和4年度藤崎町一般会計（教育委員会所管分）3月補正予算（案）』を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

無ければ、議案第9号を原案のとおり承認します。

続いて、議案第10号 『議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について 令和5年度藤崎町一般会計（教育委員会所管分）当初予算（案）』を議題とします。説明を求めます。

◎成田学務課長補佐（事務局）

9ページをお開き下さい。

議案第10号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について

議会の議決を経るべき次の議案について、町長から意見を求められたが別紙原案のとおり了承する。

令和5年度藤崎町一般会計（教育委員会所管分）当初予算案

理由 議会の議決を経るべき議案について町長から意見を求められたことに伴い、教育委員会の決定を得る必要があるため提出するものであります。

別紙5をご覧ください。

令和5年度 藤崎町一般会計当初予算（教育委員会所管分）の案となります。

歳入の総額は 56,089 千円

歳出の総額は 777,416 千円となっております。

3ページをお開き下さい。

歳入歳出の明細となりますが、主なものを説明します。

12款分担金及び負担金については、学校給食にかかる負担金であります。

4ページをお開き下さい。14款 教育費国庫補助金は、特別支援教育に係る補助金、理科備品の購入に係る補助金等となっております。

前年度と比較しますと1,780千円の減となりますが、新型コロナウイルス対応のために係る学校保健特別対策事業費補助金の減が主な要因です。

15款 県補助金は、今年度予算計上ありません。昨年度は、国民スポーツ大会関係事業補助金が計上されておりました。

20款 諸収入は、国民スポーツ大会関係の推進事業費についての補助金を見込んでいるものであります。

5ページから歳出の明細となります。
主なものをご紹介します。

まず、7ページ 事務局費の 12節 委託料の下の方に中学生国際交流事業として3,150千円を計上し、新型コロナウイルス感染症により中止していた海外派遣事業を来年度実施する方向で検討しております。17節 備品購入費のAED購入費1,622千円は、耐用年数を経過した小学校3校の買い換えが必要なため計上したものであります。

8ページから給食センター費になります。

9ページの10節 需用費の燃料費・光熱水費は重油・電気料等の価格上昇により増額計上しています。また、賄材料費が最も大きな支出項目となりますが、こちらも食材費の価格上昇により増額しております。全体で5,257千円増の176,883千円となっております。

10ページから小学校費となります。

11ページ、藤崎小学校の10節 需用費の燃料費・光熱水費は燃料・電気料等の価格上昇により増額しています。他の小中学校においても同様に増額しております。修繕料の大きなものとして 高圧気中開閉器の交換で1,138千円となっております。12ページに移りまして17節 備品購入費2,035千円は、体育館へのひな壇購入費として計上するものであります。

次に藤崎中央小学校費です。13ページ 12節 委託料で4つ目に 藤崎中央小学校駐車場舗装工事設計業務委託料1,100千円、14節 工事請負費の舗装工事費25,696千円は、駐車場の損傷が著しいため全面的に舗装改修するものであります。

14ページから常盤小学校です。15ページ 12節 委託料にロスナイ空調設備掃除点検業務委託料374千円を新たに予算計上しております。

16ページから藤崎中学校費です。10節 需用費の修繕料の大きなものとしてテニスコートの外灯修繕で803千円となっております。

17ページ 14節の舞台照明設備修繕工事費1,584千円は、体育館ステージ上にある照明用ケーブルの交換目安時期となるため、発火や異常現象防止のため修繕工事するものであります。

18ページから明德中学校費です。19ページになりますが14節 工事請負費の教室棚改修工事費2,145千円は、現在使用している棚が小さいため、使いやすい

大きなサイズに改修するもので、森林環境譲与税を財源とする工事であります。

20ページから社会教育費になりますが、21ページ1目社会教育総務費12委託料の5行目の藤崎町文化センター等指定管理料については、電気料の高騰及び梅沢公演等の開催により9,956千円増の59,398千円となったものです。

23ページ、4目保健体育費の10需用費3行目の修繕料1,177千円のうち1,067千円については、スポーツプラザ藤崎に設置してある吊り下げバスケット台に係る巻き上げワイヤーに不具合が生じたため修繕するものであります。

12委託料のスポーツプラザ藤崎等指定管理料については、スポーツプラザ藤崎及び令和5年度より運用開始となる藤崎校舎分の指定管理料となっており、4,566千円の増の11,946千円となっております。

25ページ、5目文化センター管理運営費14節工事請負費の藤崎町文化センター舞台機構設備リミットスイッチ交換工事費3,996千円については、安全性確保のため交換するものであります。同じく2行目の藤崎町文化センター高圧設備更新工事1,482千円については、機器の更新時期による工事となっております。同じく3行目の藤崎町文化センターシャッター等修繕工事費1,309千円については、防火シャッターの不良箇所修繕のため計上するものであります。

7目常盤生涯学習文化会館費12節委託料の常盤生涯学習文化会館駐車場補修工事設計業務委託料2,838千円及び14節工事請負費の常盤生涯学習文化会館駐車場補修工事費18,590千円については、駐車場の損傷が著しく、利用者の安全性確保のため補修舗装するものであります。

26ページ、8目常盤ふるさと資料館管理運営費の14節工事請負費の常盤ふるさと資料館あすか防犯カメラ取付工事費1,320千円については、防犯及びトラブル防止のため設置するものであります。

最後に27ページの債務負担行為については、令和4年度から複数年契約を行う町史編さん業務、及び令和3年度から指定管理している藤崎町文化センター等とスポーツプラザ藤崎等指定管理について管理者と契約をするにあたり、単年度契約ではなく令和7年度までの5年契約を行い5年間の経費を支払う、という調書となっております。

令和5年度における主な予算にかかる説明は以上であります。

◎羽賀教育長

説明が終わりました。新年度予算に関してご質問等ございますか。

◎加福委員

19ページの明徳中学校の工事請負費 教室棚改修工事費の財源となる森林環境譲与税よく見つけましたね。

◎佐藤学務課長

農政課から学校関係で補助金を使いたい事業はありますかということで予算化したものです。今までの実績で藤崎小学校の机の天板の交換で森林環境譲与税を活用しました。通常ですと合板材を使うのですが視点として国産材を使うというのがあります。とてもすばらしい机になっております。今回100%の補助が入るので、全部で6クラス分で400万円ちょっとかかるのですが1年ではできないので2か年をかけてクラスの後ろにある子ども達が使う棚を改修しようというものであります。普通に工事の中に入れてしまうと溶け込んでしまうので、このような形で別すると100補助でできるということでこのように予算化したものです。

◎加福委員

7ページの中学生国際交流事業は、来年度はどこかに行くのでしょうか。

◎佐藤学務課長

国際交流事業ですので海外に実際に行くということを想定し予算計上しておりますが、今のところの感触ですと実施は難しいと考えています。というのは、これまでの国際交流というのは、現地に行って、現地の家庭にホームステイするというので、実際に現地の文化に触れているのですが、ホームステイの受け入れ先が無い。まだコロナの感覚が残っているのではないかと旅行会社からの説明です。今年交流事業を行った台湾だとホームステイ先が無い、その他オーストラリア、シンガポールも候補にはあげているのですが、受け入れ先というところで、できないのではないかとというのが正直なところです。ただ、やる方向で事業費は計上させていただきました。今、燃料費が高くなっているので、燃油サーチャージがものすごく上がっていて、実際に行くとなった場合、一人あたりの渡航費が高くなり、この予算で間に合うのかということもあり、実施できるか不透明な状況です。

◎加福委員

行くとすれば候補地としてシンガポールですか。

◎佐藤学務課長

今は、台湾を第1候補としています。

◎羽賀教育長

令和4年度は、台湾に行ったつもりになれる青森空港での国際交流事業をオンラインで行いました。出国手続きをして、国際線のロビーでスクリーンを通して現地と

オンラインで1日行程でやりました。それを受けて実際に台湾に行つてということ
を想定しているのですが現実的にまだ厳しい状況だと認識していました。

せっかく続けてきた事業ですので、目的を達成するためにいろいろなことを検討
しているところです。

◎加福委員

台湾の母国語は、英語でしょうか。

◎佐藤学務課長

中国語みたいな台湾語です。シンガポールに比べると英語がものすごくきれいです。
先程言った青森空港での国際交流事業でもすごくきれいな英語でした。シンガポール
の時はALTも一緒に居ましたが何を言っているかわからないということもあり、国
際交流の意図からも、きれいな言葉じゃなくては困ることもあるのと、一昨年も説明
させていただきましたが、青森県のリンゴが台湾で売られているというところで、渡
航が可能なのであれば子ども達に体験してもらえればということもあって、台湾に変
えたという経緯にあります。

◎羽賀教育長

質問が終わりました。

『議案第10号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について
令和5年度藤崎町一般会計（教育委員会所管分）当初予算（案）』を原案のとおり承認
することにご異議ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

無ければ、議案第10号を原案のとおり承認します。

続いて、『議案第11号 負担付き贈与の受納の件について』を議題とします。

説明を求めます。

◎成田学務課長補佐（事務局）

11ページをお開き下さい。

議案第11号 負担付き贈与の受納の件について

理由 町民の健康増進のため、既に譲渡済みの体育館やグラウンドと一体的に利
活用できるよう青森県所有の野球場の土地・建物等を受納したいので、教育委員会
の承認を求めるため提出するものであります。

13ページの資料1をご覧ください。

贈与者は青森県で、目的は公用又は公共用に供する施設として利用するためであり
ますが、贈与の条件として3件、記載のとおりとなっています。

受け入れる財産として、土地・建物・工作物で記載のとおりとなっております。

なお、教育委員会の承認が得られた後に、議会に提出し、議決を得て贈与を受ける運びとなります。

議案第11号については以上であります。

◎成田生涯学習課長補佐

事務局からの説明がありましたが、補足させていただきます。

本件は、大字藤崎字高瀬地区に現存する藤崎アップル球場に関することでございます。藤崎アップル球場は土地等について平成21年度より青森県と使用貸借契約を締結して活用しているところでございますが、令和4年10月県から既に譲渡済みの体育館やグラウンドに野球場を加えた一体的な利活用についての協議がございました。その後、令和5年1月町民の健康増進のための施設として旧弘前実業高校藤崎校舎利活用プランに野球場を加えた変更及び無償譲渡の申請を行ったところでございます。今月1日、県から県有財産の譲渡についての承認を受けまして、今月3日青森県と藤崎町は土地建物等譲与の一部仮契約を締結したところであります。説明は以上です。

◎羽賀教育長

今、補足説明がありましたがそれも含めて、アップル球場についてご質問等ございますか。

◎羽賀教育長

質問が無いようですので、『議案第11号 負担付き贈与の受納の件について』を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

無ければ、議案第11号を原案のとおり承認します。

以上で、本日の議案審議を終了いたします。

会議録作成者

藤崎町教育委員会 学務課

課長補佐 成田 康治

閉会時間 午後3時22分

教育長 羽賀 義易

1番 神 公子

2番 加福 哲三